

(趣旨)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条第1項の規定に基づき、府中市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、会長及び委員14人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 府中市議会の議員
  - (2) 学識経験を有する者
  - (3) 公共的団体の推薦する者
  - (4) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の職務)

第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(秘密保持義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。  
(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年12月

府中市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1行政不服審査法(平成26年法律第68号)第11条第2項に規定する審理員の項の次に次のように加える。

空家等対策協議会委員	日額	11,000円
------------	----	---------